



勤務先へ提出する主治医意見書（兼診断書）が必要な方へ

■勤務先へ提出する意見書（兼診断書）が必要な場合、まず「勤務先から主治医への情報提供書・質問書」のご提出をお願いいたします

主治医が就労や復職についての意見書作成をするためには、主治医があなたのお仕事を理解する必要があります。

勤務先から「就労、休業、復職について診断書の提出を求められた」場合は、まず「勤務先から主治医への情報提供書」を勤務先と一緒に作成の上、当院までお申し出ください。

当院へ書類を提出頂いた後、主治医意見書を作成いたします。

※作成に2週間程度かかりますのでご了承ください。

「勤務先から主治医への情報提供書・質問書」の提出がある場合、文書料は、療養・就労両立支援指導料として治療費（保険診療）の中に組み込まれます。

①「勤務先から主治医への情報提供書・質問書」（あなたご自身と勤務先担当者にて作成）



②治療の状況や就業継続の可否等について主治医意見書（主治医が作成）



意見書は、患者さんと一緒に内容を確認いたします。

■①「勤務先から主治医への情報提供書・質問書」の作成方法

1. 勤務先の復職や就労継続に関わる次の職種の方とご記入ください。
[産業医・産業看護職・総括安全衛生管理者・衛生管理者・安全衛生推進者など]
2. [従業員の現在の勤務情報]は、わかる範囲をご記載ください。
3. [従業員の復職（就労継続）にあたり想定する業務、主治医への質問]は、勤務先とご確認ください。

■②の意見書の作成には2週間程度かかります。



問い合わせ先:

耳原総合病院

1階8番 医療福祉相談室

月～金9時～16時 土日祝除く

電話072-241-0501（代表）

2022年4月